

## WTO加盟後における中国の貿易の発展と新たな貿易政策への転換

広 田 堅 志\*

### 目 次

はじめに

1. WTO加盟後中国の貿易発展の概況
2. 貿易形態とその構造的特質
  - 2.1 貿易形態的特徴
  - 2.2 貿易における企業性格別特徴
3. 新たな貿易政策への転換
  - 3.1 輸出入関税の調整
  - 3.2 輸出還付税の調整
  - 3.3 加工貿易の厳格化管理

おわりに

### はじめに

改革・開放後、中国は外資導入による経済発展戦略へ転じた。以来、この外資導入を一つの支柱とする経済発展戦略はいくつかの段階を経ながらも今日まで継続してきている。今日貿易と投資が一体化した形で進行してきている現段階の経済のグローバル化の中、中国はWTO加盟によって、経済のグローバル化の全体的枠組を本格的に受け入れた。その後、中国は貿易と外資直接投資導入の両面における新たな戦略政策の策定作業に取りかかっている。

WTO加盟後の2002年以来、2006年までの輸出貿易は、5年間連続成長し、年平均成長率は28%強である。2006年の輸出は対前年比27%増で、9,690.7億ドルとなっている。輸入は対前年比20%増で、7,916.1億ドルとなっている。5年連続で2桁の伸びを記録した。輸出入の合計額は1.76兆ドルで、加盟後5年で約2.8倍に増大した。

---

\* 広島経済大学経済学部講師

中国は世界貿易を牽引する役割が増す一方である。

WTO加盟後、中国の貿易構造にも大きな変化が現れた。労働集約型産品を中心とする貿易構造が変化しつつ、2006年の輸出貿易構造は2002年に比べて、中・高技術産品の輸出の割合が増加する傾向にある。中国の貿易のこのような迅速な発展の中では、外資系企業の役割が大きい。外資系企業の輸出入額の中国の輸出入総額に占める割合が半分を超える状態は2001年から続いている。2006年の状況においては、外資系企業の輸出入総額は1兆ドルに達し、過去3年間、対外貿易全体の6割弱を占めている。WTO加盟後も輸出志向発展戦略を実行する中、外資系企業の貿易における地位は年々高まりつつある。今後、持続可能な経済発展を保持するため、国内資本企業（民族系企業）の経営と発展をはかりながら、中国国民経済発展全般において、上向競争的な国民経済統合の中に外資系企業をどのように統合していくかという深刻な問題が残されている。

本稿は、外資系企業の貿易への参入という視点から、WTO加盟後中国の貿易発展の概況を確認した上、貿易統計等の資料を用いて、WTO加盟直後から今日までにおける中国の貿易形態上の構造的特質や貿易の産業構造的特質について分析を試みる。最後に、これまでの貿易発展の現状を踏まえた上で、新たな貿易政策への転換を展望してみたい。

## 1. WTO加盟後中国の貿易発展の概況

2002年は中国がWTO加盟後初めての年であるが、2002年の中国貿易は、いわゆる「加盟効果」が大きく作用し、輸出入貿易総額が初めて6,000億ドルを突破、前年比21.8%増の6,207.9億ドルとなった。輸出も初めて3,000億ドル大台に上がり22.3%増の3,255.7億ドル、輸入は21.2%増の2,952.2億ドルとなった。WTO加盟により相手国の数量制限撤廃などによる輸出環境の好転、関税率引き下げによる輸入需要の拡大などにより、輸出入貿易総額が急増し始めた。さらに、2004年新「対外貿易法」が実施され、外資系企業に対する対外貿易経営権制限の撤廃により、外資系企業が、自社製品に限らずに、中国全土で商品の貿易に従事する権利をもてるようになり、輸出入貿易の増加の勢いは止まらなかった。2006年の中国海関（税関）統計によると、当年の中国の貿易総額は、対前年比23.8%増で、1兆7,606.9億ドルに達した。これをWTO加盟直後の2002年と比べ、2.8倍増であった。輸出は対前年比27.2%増で、9,690.7億ドルに達し、2002年のそれと比べ、約3倍増であった。輸入は対前年比20%増で、7,916.1億ドルに達し、2002年のそれと比べ、2.7倍増であった。貿易収支の黒字額は、2002年に比べ5.8倍増の1,774.6億ドルに達し、過去最高

を記録した。

2006年の輸入額は、昨年に比べ2.4ポイント上がったが、輸出額においては、人民元レートの切り上げ、輸出還付税と加工貿易政策の調整等の影響もあって、昨年より1.2ポイントを下がり、輸出入増加率の格差が縮小した。しかし、輸出の増加率は依然として輸入額の増加率を上回っており、貿易黒字額は昨年より74%の増加を見た。

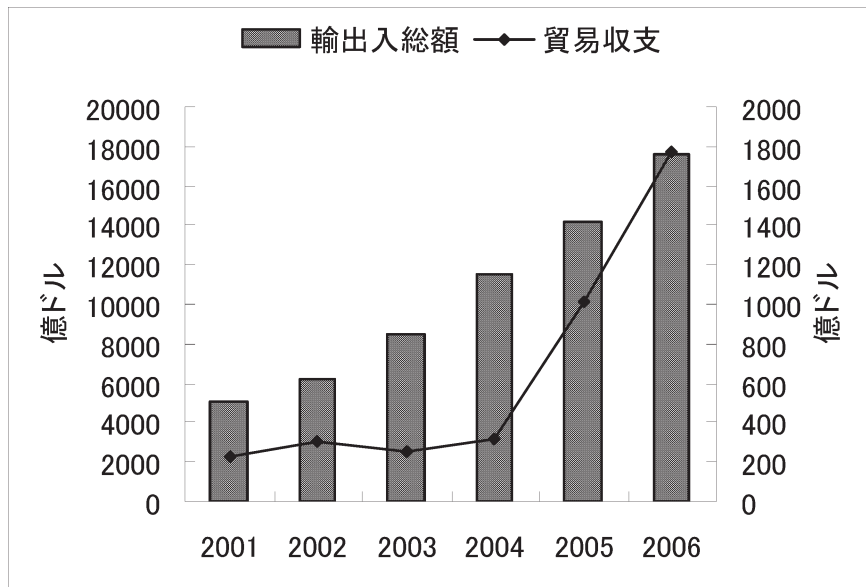
2006年中国の機械・電気製品の輸出額は5,494.4億ドルで、対前年比28.8%増であった。ハイテク・新技術製品の輸出額は2,814.9億ドルで、対前年比29%増であつた。

表1 中国の貿易暦年推移

単位：億ドル、%

年	輸出入総額	前年比	輸出	前年比	輸入	前年比	貿易収支	前年比
2001	5,096.5	107.5	2,661.0	106.8	2,435.5	108.2	225.5	93.5
2002	6,207.7	121.8	3,256.0	122.4	2,951.7	121.2	304.3	135.0
2003	8,509.9	137.1	4,382.3	134.6	4,127.6	139.8	254.7	83.7
2004	11,545.5	135.7	5,933.3	135.4	5,612.3	136.0	321.0	126.0
2005	14,221.2	123.2	7,620.0	128.4	6,601.2	117.6	1,018.8	317.4
2006	17,606.9	123.8	9,690.7	127.2	7,916.1	120.0	1,774.6	174.2

出所：中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2006』，中国統計出版社，2006年，733頁，2006年のデータはGeneral Administration of Customs of the People's Republic of China., China's Customs Statistics (Monthly), December 2006 (Series No.208), Economic Information & Agency, Hong Kong, p.13より作成。



出所：表1のデータより作成。

図1 輸出入総額と貿易収支の変化状況

た。伝統的大口商品の輸出は依然として好調であり、その内、紡績・繊維品の輸出額は488億ドルで、対前年比18.7%増で、アパレルの輸出額は951.9億ドルで、対前年比28.9%増であった。2006年においては、中国政府は、一部の商品の輸出還付税の調整、輸出関税の引き上げ、新たな加工貿易禁止類商品目録の発表などの措置を相次ぎ実施した。その結果、高エネルギー消費型製品、汚染型製品と資源型製品の輸出が抑制され、対前年比で原油は21.4%、製品油は11.9%、石炭は11.7%それぞれ輸出額は下降してきた。

国内需要が旺盛な事情を反映して、2006年の第一次製品の輸入の増加は顕著であった。第一次製品の年間輸入額は1,871.4億ドルで、対前年比26.7%増であった。鉄鉱石は18.6%、原油は14.5%、製品油は15.7%とそれぞれの輸入量が大幅に増加した。機械・電気製品とハイテク・新技術製品の輸入は依然として高い増加傾向にあり、そのうち、飛行機は71.5%、自動車部品は34.4%、プリント基板・集積回路は32.4%、マイクロ電子部品は30.4%の輸入増加を見せた<sup>(1)</sup>。

貿易形態別の状況においては、2006年の一般貿易による輸出入額は7,495.0億ドルで、対前年26%増であった。そのうち、輸出額は4,163.2億ドルで、対前年比32.1%増で、輸入額は3,331.8億ドルで、対前年比19.1%増であった。加工貿易による輸出入額は8,318.8億ドルで、対前年比20.5%増であった。そのうち、輸出額は5,103.8億ドルで、対前年比22.5%増で、輸入額は3,214.5億ドルで、対前年比17.3%増であった。

企業形態別貿易の状況においては、これまで過去最大を記録した2006年の貿易総額のうち、外資系企業の輸出入総額は1兆億ドルに達し、過去3年間、対外貿易全体の6割弱を占めている。国有企業は貿易総額の絶対値が大きくなっているにもかかわらず、ここ3年のシェアは減少し続け、輸出は2割を切り、輸入も3割を切っ

表2 2006年輸出入貿易形態別企業性格別構成

単位：億ドル

		輸出		輸入	
		金額	対前年比(%)	金額	対前年比(%)
総額		9,690.8	27.2	7,916.1	20.0
貿易形態別	一般貿易	4,163.2	32.1	3,331.8	19.1
	加工貿易	5,103.8	22.5	3,215.0	17.3
	その他貿易	423.8	39.2	1,369.4	28.7
企業性格別	国有企業	1,913.5	13.4	2,252.4	14.2
	外資系企業	5,638.3	26.9	4,726.2	22.0
	その他企業	2,139.0	43.6	937.6	24.3

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China., China's Customs Statistics (Monthly), December 2006 (Series No.208), Economic Information & Agency, Hong Kong, pp.13~15より作成。



表3 中国主要貿易相手国・地域 (2006年)

単位: 億ドル

主要輸出相手国・地域				主要輸入相手国・地域			
順位	国・地域	輸出金額	対前年比 (%)	順位	国・地域	輸入金額	対前年比 (%)
	総額	9,690.7	27.2		総額	7,916.1	20.0
1	アメリカ	2,034.7	24.9	1	日本	1,157.2	15.2
2	EU	1,819.8	26.6	2	EU	903.2	22.7
3	香港	1,553.9	24.8	3	韓国	897.8	16.9
4	日本	916.4	9.1	4	ASEAN	895.3	19.4
5	ASEAN	713.1	28.8	5	台湾	871.1	16.6
6	韓国	445.3	26.8	6	アメリカ	592.1	21.8
7	台湾	207.4	25.3	7	オーストラリア	193.2	19.3
8	ロシア	158.3	19.8	8	ロシア	175.5	10.5
9	カナダ	155.2	33.1	9	サウジアラビア	150.8	23.2
10	インド	145.8	63.2	10	ブラジル	129.2	29.3

出所: General Administration of Customs of the People's Republic of China., China's Customs Statistics (Monthly), December 2006 (Series No.208), Economic Information & Agency, Hong Kong, pp.34~67より作成。

た。一方、民営企業が大半を占めるその他企業のシェアは増加の一途で、伸び率も大きい。このことから国有企業の民営化が進んでいると思われる。

2006年の外資系企業の輸入のシェアが対前年比1ポイント伸びているのに対し、輸出は0.1ポイントしか落ちていない。このことから、外資系企業のこれまでの輸出における勢力を保ちながら、国内販売にも力を増してきていることが伺える。

2006年の中国の国・地域別貿易状況においては、1,000億ドルを超える輸出入貿易相手国・地域は7つに達し、大陸—台湾間貿易は初めて1,000億ドルを超え、1,078.44億ドルに達した。EUは依然として最大の輸出入貿易相手となり、アメリカは最大の輸出相手国となり、日本は最大の輸入相手国となっている。ブラジル、インド、南アフリカといった新興市場との貿易は急速な増加傾向にあるが、トップ10位の貿易相手国との貿易総額は中国の貿易総額の約8割を占めている。

## 2. 貿易形態とその構造的特質

### 2.1 貿易形態的特徴

改革・開放政策の実施に伴い、中国は貿易による経済発展と貿易による外貨獲得をはかり、多様な貿易形態による貿易活動を展開してきた。その結果、中国の貿易では、通常の貿易形態のほか、多様な貿易形態による貿易（中国では、通常の貿易以外の貿易を機動性変則貿易と呼んでいる）が重要な位置を占め、この積極的展開がまた中国の貿易の発展の動向を大きく左右する要因になっている。

表4 貿易形態別輸出入構造 (2002年)

貿易形態	輸出入総額		輸出額		輸入額	
	億ドル	シェア(%)	億ドル	シェア(%)	億ドル	シェア(%)
総額	6,207.68	100	3,255.65	100	2,952.031	100
通常貿易	2,653.26	42.74	1,362.04	41.84	1,291.217	43.74
国家間, 国際機関無償援助及び贈与物資	2.47	0.04	1.60	0.05	0.865	0.03
華僑, 香港・マカオ同胞外国籍華人の寄贈物資	0.13	0.00	-	-	0.129	0.00
補償貿易	0.69	0.01	0.69	0.02	0.001	0.00
委託加工・組立貿易	816.60	13.15	474.76	14.58	341.839	11.58
輸入加工貿易	2,204.94	35.52	1,324.61	40.69	880.324	29.82
委託・代理貿易	0.08	0.00	0.01	0.00	0.075	0.00
国境小額貿易	56.97	0.92	18.26	0.56	38.703	1.31
委託加工・組立用輸入設備	17.27	0.28	-	-	17.267	0.58
外国工事請負に伴う貨物	5.51	0.09	5.51	0.17	-	-
リース貿易	14.13	0.23	0.06	0.00	14.074	0.48
外資系企業の自家用輸入設備・資材	171.44	2.76	-	-	171.437	5.81
輸出加工貿易	0.46	0.01	0.22	0.01	0.243	0.01
バーター貿易	0.82	0.01	0.73	0.02	0.082	0.00
免税外貨商品	0.18	0.00	-	-	0.183	0.01
保税倉庫移出物	83.12	1.34	31.34	0.96	51.782	1.75
保税区保蔵貨物・中継貿易	166.82	2.69	32.53	1.00	134.296	4.55
輸出加工区輸入設備・原材料	3.73	0.06	-	-	3.734	0.13
その他	9.07	0.15	3.29	0.10	5.78	0.20

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China., China's Customs Statistics (Monthly), December 2002 (Series No.160), Economic Information & Agency, Hong Kong, p.13より作成。

WTO加盟直後の2002年の状況については、いわゆる通常貿易形態による輸出入貿易額の輸出入貿易総額に占める割合は42.7%であるに対して、加工貿易形態による貿易額の輸出入貿易総額に占める割合は48.7%に達している。すなわち、加工貿易形態による貿易方式は中国にとって、最重要な地位を有していると言えよう。加工貿易は、大きく委託加工・組立貿易と輸入加工貿易と二つの形態に分けられる。2002年の状況では、委託加工・組立貿易形態による貿易額の輸出入貿易総額に占める割合は13.1%で、輸入加工貿易形態による貿易額の輸出入貿易総額に占める割合

表5 貿易形態別輸出入構造 (2006年)

貿易形態	輸出入総額		輸出額		輸入額	
	億ドル	シェア(%)	億ドル	シェア(%)	億ドル	シェア(%)
総額	17,606.87	100	9,690.73	100	7,916.14	100
通常貿易	7,494.99	42.57	4,163.18	42.96	3,331.81	42.09
国家間, 国際機関無償援助及び贈与物資	2.76	0.02	2.11	0.02	0.65	0.01
華僑, 香港・マカオ同胞外国籍華人の寄贈物資	0.22	0.00	-	-	0.22	0.00
補償貿易	0.01	0.00	0.01	0.00	-	-
委託加工・組立貿易	1,683.17	9.56	944.83	9.75	738.34	9.33
輸入加工貿易	6,635.54	37.69	4,158.92	42.92	2,476.62	31.29
委託・代理貿易	0.05	0.00	0.02	0.00	0.03	0.00
国境小額貿易	161.57	0.92	99.43	1.03	62.14	0.78
委託加工・組立用輸入設備	28.17	0.16	-	-	28.17	0.36
外国工事請負に伴う貨物	30.71	0.17	30.71	0.32	-	-
リース貿易	82.81	0.47	2.14	0.02	80.67	1.02
外資系企業の自家用輸入設備・資材	278.23	1.58	-	-	278.23	3.51
輸出加工貿易	0.57	0.00	0.24	0.00	0.33	0.00
バーター貿易	0.25	0.00	0.19	0.00	0.06	0.00
免税外貨商品	0.06	0.00	-	-	0.06	0.00
保税倉庫移出物	450.87	2.56	130.69	1.35	320.18	4.04
保税区保蔵貨物・中継貿易	699.71	3.97	144.63	1.49	555.08	7.01
輸出加工区輸入設備・原材料	36.23	0.21	-	-	36.23	0.46
その他	20.74	0.12	13.62	0.14	7.12	0.09

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China., China's Customs Statistics (Monthly), December 2006 (Series No.208), Economic Information & Agency, Hong Kong, p.13より作成。

は35.5%であった。

上述のように加工貿易の比率が通常貿易の比率を上回って、中国の貿易の中で首位の地位にある状況は、WTO 加盟後もずっと続いている。2006年の状況においては、通常貿易形態による貿易額の輸出入貿易総額に占める割合は42.6%であるに対して、加工貿易形態による貿易額の輸出入貿易総額に占める割合は47.2%であった。この中で、委託加工・組立貿易形態と輸入加工貿易形態の二つの貿易形態が輸出入貿易総額に占める割合の変化に注目したい。委託加工・組立貿易形態が占める割合

は2002年のそれに比べ、3ポイント下がり、全体に占める割合は1割を切った（輸出と輸入を別々に見ても同じ状況にある）。これに対して、輸入加工貿易形態が占める割合は2002年のそれに比べ、2ポイント上がり、全体に占める割合は37.7%となった（輸出と輸入を別々に見ても同じ状況にある）。この状況から見れば、WTO加盟当初と比べ、加工貿易においては、中国企業は委託加工・組立貿易形態から輸入加工貿易形態へ転換する傾向にあると言えよう。

## 2.2 貿易における企業性格別特徴

前述したように、改革・開放後中国の経済発展の一つ大きな特徴は、外資導入による経済発展をはかるということである。上で見てきたように、外資系企業による輸出入貿易額は中国の輸出入貿易総額の6割弱を占めている状況を考えれば、今日の中国の貿易の推進主体の中心は外資系企業である。その意味においては、貿易形態と貿易を推進する企業の性格的構造を把握するために、外資系企業の特徴を明らかにすることは極めて重要である。

表6-1と表6-2に見られるように、2006年の通常貿易形態の輸出では29.9%、輸入では49.5%を国有企業が担い、外資系企業は輸出では28.4%、輸入では31.8%を担当している状況にある。加工貿易形態全般の輸出では国有企業は10.1%、輸入では9.7%を担っているにすぎないのに対して、外資系企業は輸出では84.5%、輸入

表6-1 貿易形態別企業性格別輸出構造 (2006年)

単位：億ドル

企業性格区分 貿易形態	合計	SOE	FIE				CE	その他
			小計	CJV	EJV	FOE		
総額	9,690.73 100.00	1,913.45 19.75	5,638.28 58.18	177.13 1.83	1,637.55 16.90	3,823.60 39.46	410.89 4.24	1,728.12 17.83
通常貿易	4,163.19 100.00	1,246.00 29.93	1,182.33 28.40	49.89 1.20	582.23 13.99	550.21 13.22	294.02 7.06	1,440.85 34.61
委託加工・組立貿易	944.83 100.00	304.24 32.20	527.45 55.82	17.53 1.86	78.93 8.35	430.98 45.61	28.74 3.04	84.40 8.93
輸入加工貿易	4,158.92 100.00	210.00 5.05	3,784.14 90.99	106.92 2.57	917.07 22.05	2,760.14 66.37	72.19 1.74	92.60 2.23
その他	423.79 100.00	153.23 36.16	144.37 34.07	2.79 0.66	59.31 14.00	82.27 19.41	15.96 3.77	110.27 26.02

注：SOE=State-owned Enterprises (国有企業)，FIE=Foreign-invested Enterprises (外資系企業)，CJV=Sino-foreign Contractual Joint Venture (中外合作企業)，EJV=Sino-Foreign Equity Joint Venture (中外合弁企業)，FOE=Foreign-owned Enterprises (外資独資企業)，CE=Collective Enterprises (集団企業)。

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China., China's Customs Statistics (Monthly), December 2006 (Series No.208), Economic Information & Agency, Hong Kong, p.14より作成。

表 6-2 貿易形態別企業性格別輸入構造 (2006年)

単位: 億ドル

企業性格区分 貿易形態	合計	SOE	FIE				CE	その他
			小計	CJV	EJV	FOE		
総 額	7,916.14 100.00	2,252.40 28.45	4,726.16 59.70	99.29 1.25	1,356.44 17.14	3,270.43 41.31	199.59 2.52	737.99 9.32
通 常 貿 易	3,331.81 100.00	1,650.62 49.54	1,058.53 31.77	19.62 0.59	547.55 16.43	491.37 14.75	131.09 3.93	491.57 14.75
委託加工・組立貿易	738.34 100.00	223.38 30.25	432.70 58.60	10.75 1.46	61.64 8.35	360.31 48.80	18.17 2.46	64.10 8.68
輸入加工貿易	2,476.62 100.00	93.79 3.79	2,311.17 93.32	59.54 2.40	489.30 19.76	1,762.33 71.16	26.21 1.06	45.46 1.84
外資系企業の自家用 輸入設備・資材	278.23 100.00	- -	278.23 100.00	8.25 2.97	88.92 31.96	181.05 65.07	- -	- -
そ の 他	1,091.08 100.00	284.57 26.08	645.54 59.16	1.14 0.10	169.04 15.49	475.37 43.57	24.13 2.21	136.86 12.54

出所: 表 6-1 と同じ, 15頁より作成。

では85.4%という大部を担っており, 国有企業と大きな開きを見せている。この状況を2002年のそれと比べ, 中国の二大貿易形態である通常貿易形態と加工貿易形態のいずれにおいても, 国有企業の占めるシェアが減少してきており, 輸出全体の2割を切り, 輸入全体の3割を切った状況にある。

さらに, 加工貿易形態の中で, 委託加工・組立貿易形態の輸出では国有企業が32.2%, 輸入では30.3%を担い, 外資系企業は輸出では55.9%, 輸入では58.6%を担当している。輸入加工貿易形態の輸出では国有企業が5.1%, 輸入では3.8%を担当しているにすぎないが, 外資系企業は輸出では91%, 輸入では93.3%を担っている状況にある。

上に見てきたように, 貿易形態上の輸出入構造と企業性格別特徴については, 以下のようにまとめられよう。

(1) 加工貿易形態を中心とする貿易が主軸となる展開は依然として変らないこと  
中国では, いわゆる通常貿易と区別されて行われてきたこの種の機動性変則貿易—加工貿易形態は, 今日中国の貿易の中心的な貿易形態となっている。発展途上国である中国にとって, この種の貿易形態による経済発展への寄与度が高いということは, 中国よりも経済的に発展した国あるいは地域の経済諸力と現段階における中国の経済的条件とを結合する形で展開されているといえよう。

(2) 加工貿易のうち輸入加工貿易形態による貿易の比重が大きな地位を占めていること

前述したように, 加工貿易形態は, 委託加工・組立貿易形態と輸入加工貿易形態

の二つの貿易形態のものに分かれるが、対外開放の当初の段階では、中国の国内資本企業が固有の設備投資を必要とせず、マーケティング努力も必要がなく、流動資金も必要としないで、専ら外国側資本主体活動の一環として、その主導の下で行われてきた委託加工・組立貿易形態の貿易が急速に伸びたが、80年代の最後の段階で輸入加工貿易と地位が交代した。2006年では、輸入加工貿易の輸出入総額に占める割合が2002年に比べさらに高まり、これまで最高の37.7%を記録した。

(3) 加工貿易の中心的担い手は外資系企業で、通常貿易の中心的担い手は中国国内資本企業であるという鮮明な特徴が現れていること

通常貿易と加工貿易の二形態における国内資本企業の地位と外資系企業の地位を比較してみると、通常貿易においては輸出入いずれにおいても国内資本企業が主要な担い手になっている。表6-1と表6-2をみると、2002年の状況と比べて、次のような構造的変化が現れている。2002年の通常貿易の輸出においては、国有企業は58%、集団企業は9.7%、民営企業が大半を占めるその他企業は8.9%、外資系企業は23.4%であるに対して、2006年では、国有企業は29.9%、集団企業は7.1%、民営企業が大半を占めるその他企業は34.6%、外資系企業は28.4%であった。2002年の通常貿易の輸入においては、国有企業は63.1%、集団企業は4.4%、民営企業が大半を占めるその他企業は5.7%、外資系企業は26.8%であるに対して、2006年では、国有企業は49.5%、集団企業は3.9%、民営企業が大半を占めるその他企業は14.8%、外資系企業は31.8%であった。ここで、特に注目したいのは、輸出入ともにおいて、民営企業が大半を占めるその他企業の割合の急増である。WTO加盟後、中国の国有企業の改革が進められ、国有企業の民営化が進んでいる結果であると考えられる。

表7-1と表7-2で示されているように、国有企業の輸出入形態別構造にも上記と同様な現象が現れる。2006年における国有企業の輸出入総額の内訳では通常貿易形態は65.1%、加工貿易形態は26.8%である。集団企業と民営企業が大半を占めるその他企業の輸出入総額の貿易形態別構成も、国有企業の構成と類似の構成となっている。

一方加工貿易においては、表6-1と表6-2で示されるように、輸出入いずれにおいても外資系企業が主要な担い手になっており、その傾向は2002年よりさらに強まった。2002年の加工貿易による輸出額に占める国有企業の割合は21.6%で、外資系企業の割合は74.8%であるに対して、2006年の加工貿易による輸出額に占める国有企業の割合は10.1%までに下降し、外資系企業の割合は84.5%までに上昇した。輸入にも同様で、2002年の加工貿易による輸入額に占める国有企業の割合は20.1%



表 7-1 企業性格別貿易形態別輸出構造 (2006年)

単位: 億ドル

企業性格区分 貿易形態	合計	SOE	FIE				CE	その他
			小計	CJV	EJV	FOE		
総 額	9,690.73 100.00	1,913.45 100.00	5,638.28 100.00	177.13 100.00	1,637.55 100.00	3,823.60 100.00	410.89 100.00	1,728.12 100.00
通常貿易	4,163.19 42.96	1,246.00 65.12	1,182.33 20.97	49.89 28.17	582.23 35.55	550.21 14.39	294.02 71.56	1,440.85 83.38
委託加工・組立貿易	944.83 9.75	304.24 15.90	527.45 9.35	17.53 9.90	78.93 4.82	430.98 11.27	28.74 6.99	84.40 4.88
輸入加工貿易	4,158.92 42.92	210.00 10.97	3,784.14 67.12	106.92 60.36	917.07 56.00	2,760.14 72.19	72.19 17.57	92.60 5.36
そ の 他	423.79 4.37	153.23 8.01	144.37 2.56	2.79 1.58	59.31 3.62	82.27 2.15	15.96 3.88	110.27 6.38

出所: 表 6-1 と同じ。

表 7-2 企業性格別貿易形態別輸入構造 (2006年)

単位: 億ドル

企業性格区分 貿易形態	合計	SOE	FIE				CE	その他
			小計	CJV	EJV	FOE		
総 額	7,916.14 100.00	2,252.40 100.00	4,726.16 100.00	99.29 100.00	1,356.44 100.00	3,270.43 100.00	199.59 100.00	737.99 100.00
通常貿易	3,331.81 42.09	1,650.62 73.28	1,058.53 22.40	19.62 19.76	547.55 40.37	491.37 15.02	131.09 65.68	491.57 66.61
委託加工・組立貿易	738.34 9.33	223.38 9.92	432.70 9.16	10.75 10.83	61.64 4.54	360.31 11.02	18.17 9.10	64.10 8.69
輸入加工貿易	2,476.62 31.29	93.79 4.16	2,311.17 48.90	59.54 59.97	489.30 36.07	1,762.33 53.89	26.21 13.13	45.46 6.16
外資系企業の自家用 輸入設備・資材	278.23 3.51	-	278.23 5.89	8.25 8.31	88.92 6.56	181.05 5.54	-	-
そ の 他	1,091.08 13.78	284.57 12.63	645.54 13.66	1.14 1.15	169.04 12.46	475.37 14.54	24.13 12.09	136.86 18.55

出所: 表 6-1 と同じ, 15頁より作成。

で, 外資系企業の割合は77%であるに対して, 2006年の加工貿易による輸入額に占める国有企業の割合は9.9%まで下降し, 外資系企業の割合は85.6%までに上昇した。

外資系企業の輸出入形態別構造にも上記の構造が現れる。2006年の外資系企業の輸出総額の内訳では加工貿易が76.5%, 通常貿易は21%, 輸入総額の内訳では加工貿易は58.1%, 通常貿易は22.4%となっている (表 7-1 と表 7-2)。

#### (4) 加工貿易形態を中心とする貿易構造の外資系企業化の深化

前述したように, 90年代に入って, 外資系企業の急速な進出と外資系企業による輸入加工貿易の推進により, 輸入加工貿易の地位が高まり, 委託加工・組立貿易形

態を含む加工貿易形態による貿易は通常貿易形態貿易を上回り、中国の対外貿易の一大貿易形態となり、今日に至っている。上で見てきたように、加工貿易形態の中心的担い手は外資系企業である状況は今日まで続いているが、しかし、外資系企業と国有企業の委託加工・組立貿易形態と輸入加工貿易形態におけるそれぞれの割合の変化が目される。2002年当時、輸入加工貿易における外資系企業の占める地位はきわめて高いが、委託加工・組立貿易における外資系企業の占める地位はそれほど高くない。国有企業の場合はこれと逆の構造的関係にあった。数字でみると、委託加工・組立貿易形態による輸出では、国有企業は59.6%、外資系企業は35%で、輸入加工貿易形態による輸出では、国有企業は8%、外資系企業は89.1%である。2006年の状況においては、外資系企業と国有企業のこうした構造上の関係が一変した。委託加工・組立形態による輸出では、国有企業は32.2%、外資系企業は55.8%で、輸入加工貿易形態による輸出では、国有企業は5.1%、外資系企業は91%であるとなっている。数字を見てわかるように、外資系企業は、従来比較優位をもつ輸入加工貿易形態を重点に置きながら委託加工・組立貿易形態にも力を入れるようになり、中国貿易の外資系企業化が一段と強くなったと考えられる。

委託加工・組立形態貿易に勢力を増強してきた外資系企業の主役は外資独資企業で、2006年の委託加工・組立貿易形態による輸出額の中で、外資独資企業が占める割合が45.6%で、2002年に比べ、24.3%増であったことをつけ加えておこう。

### 3 新たな貿易政策への転換

中国は、2006年から「第11次5ヵ年計画」期が始まり、今後の国民経済建設の方向として、経済成長方式の転換と自主革新能力を高めていくことが強調されており、自己の知的所有権とブランドをもち、相当の国際競争力を具えた企業を作り上げていかなければならないことが、初めて明確な形で打ち出された。外資直接投資導入と対外貿易による経済成長を目指す中国の今後の貿易発展も、目下の発展段階と条件を踏まえて、自己の新たな課題に焦点を合わせて貿易の基本方針と重点のおきどころの転換も上記「計画」に合せて実行することになる。

#### 3.1 輸出入関税の調整

中国はWTO加盟に伴い、関税の引き下げが義務付けられた。以来、関税が漸次引き下げられ、2006年までに、関税の総体的水準は9.9%まで引き下げられ、WTO加盟時の約束を履行してきた。関税の調整の原則は主に以下4点にまとめられよう。第1点は、WTO加盟に伴う関税引き下げ義務の履行である。第2点は、個別国家と

地域との間で結ばれた関税協定へ履行である。第3点は、国のマクロコントロール政策調整や国内経済発展の実情から、一部の商品関税率に対する暫定的な税率調整を通じて、農業への支援、ハイテク・新技術の発展、個別的に過熱気味の業種の発展の抑制などに役割を発揮させることである。第4点は、輸出入管理上の必要から、<sup>(2)</sup>税目・税率を適時に調整することである。以下、本稿と関連する形でその詳細を見てみよう。

#### (1) 輸入関税率の引き下げ調整

前述した「第11次5ヵ年規画」の目標に向かって、各々の分野において、それぞれの目的に応じて、輸入関税率の調整を行ってきた。2005年、中国税関総署は関税税目・税率調整に関する公告〔2005〕第64号<sup>(3)</sup>を公布した。主な内容は以下のとおり。

- ① WTO加盟時の公約に基づき143品目の関税率を調整する（一部の農産品、植物油、プラスチック原料、感光材料、鉄鋼製品、自動車、自動車部品など）。
- ② 税関審査認可管理を継続する13品目の非全税目（非全税目とは、同一税目に属するすべての商品品目を含まないこと）のIT技術製品をゼロ関税とする。
- ③ 関税割当管理を取り消す大豆油、パーム油、菜種油は9%の単一関税率を適用、関税割当を継続する小麦など8品目は、関税割り当て税率は変更しない。関税割り当て枠以外の一定数量の輸入綿花（税番号52010000）は、課税評価価格に応じて5%~40%のスライド税率を適用する。
- ④ 35品目の従量税或は複合税（複合税とは、規定に基づき輸入品に対して、一定の比率で従量税と従価税を並行的に結び合わせ徴収する関税の一種である）の関税率を調整する（鶏肉類、写真用フィルムなど）。その他の20品目の非従価税目については、これまでの関税率を適用する。
- ⑤ 264品目（一部農産品・水産品、化学品、金属製品、特殊タイヤ、一部の機電製品など）に対しては、暫定関税率を適用する。
- ⑥ 二国間あるいは特定地域と協定した（FTAなど）貿易や関税優遇協定による調整。アジア・太平洋貿易協定（バンコク協定）関税率（韓国、インド、スリランカ、バングラディッシュ、ラオス）、中国—パキスタンFTA「アーリーハーベスト」協定税率、中国—ASEAN FTA「アーリーハーベスト」協定税率、香港CEPA協定税率（原産地基準認可済み一部商品はゼロ関税）、マカオCEPA協定税率（原産地基準認可済み一部商品はゼロ関税）。
- ⑦ 国家間あるいは特定地域との貿易協定・関税優遇協定で特惠関税率を適用するもの（カンボジア、ミャンマー、ラオス、バングラディッシュ原産の一部商品、

26のアフリカ地域の発展途上国原産の一部商品)。

資源型商品および技術革新に資する製品の輸入奨励並びに高エネルギー消費型製品、汚染型製品と資源型製品の輸出抑制をさらに推進するために、国務院関税規則委員会第7次全員会議にて審議、可決された「一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知」<sup>(4)</sup>が、国務院の批准を得て、2006年11月1日より施行された。今回の調整内容をみると、その要点は次の二点にあるとみられる。輸入商品の58品目に対し比較的低い暫定税率を課する。輸出商品の110品目に対し暫定税率として新たに輸出関税をかける。輸入関税率の調整に関しては、次の4点にまとめる。

- ① PC 製版機器、紡織機械部品、変流機能付半導体モジュールなど製造上の必要設備又は部品計7品目は現行の1～7%から0～3%まで引き下げる。
- ② 石炭、石油製品、酸化アルミなど資源類製品計26品目は現行の3～6%を0～3%に引き下げる。
- ③ 肥料用硝酸カリウム、重過リン酸カルシウムなど化学肥料類の16品目は現行の3～5.5%を1%に引き下げる。尿素など化学肥料3品目の税率は1%とする。
- ④ 牛皮、馬皮など革類の6品目は現行の6～14%を5～12%に引き下げる。

上述の4類商品は計58税目、うち6税目は該当税目の一部商品に該当する。

このほか、自主革新能力の増強と産業高度化の推進をはかるために、特定の業種や部門に対する優遇輸入関税政策も相次ぎ発表された。

2007年1月、財政部、国家発展改革委員会、海関総署、国家税務総局が連合で「装備製造業の振興を推進するための輸入税収優遇政策に関する通知」<sup>(5)</sup>を発表した。今回の発表は、企業の革新的競争力並びに自主革新能力を高め、装備製造業の発展を促進するとしている。

具体的には、国務院は、国民経済の持続可能な発展に顕著な効果をもち、産業構造の調整・高度化、企業の自主革新に積極的な牽引力を有する16の重要な産業技術のコア分野を確定し、国内企業がこれらコア分野の装備や設備を開発、製造するために、輸入するコア部品あるいは国内で生産できない輸入原材料に対して徴収する輸入関税や輸入付加価値税を、先に徴収した後還付する。還付された税金は、国家投入資金として企業の資本金に転換し、企業の新製品の研究開発資金や自主革新資金として使用される。

同じく2007年1月、財政部、税関総署、国家税務総局は「科学技術開発用品の輸入免税暫定規定」<sup>(6)</sup>(以下、「44号令」)及び「科学研究及び教育用品の輸入免税規定」<sup>(7)</sup>(以下、「45号令」)をそれぞれ公布した。これらの規定は2007年2月1日から施行された。「44号令」は、関連部門の認定を受けた科学研究、技術開発機構は、2010年12

月31日まで、合理的な数量の範囲内で、国内で生産できない或いは性能が要求を満たさない科学技術開発用品を輸入する際、輸入関税、輸入付加価値税及び消費税を免除する旨を規定している。

「45号令」は、科学研究機構及び学校が科学研究及び教育の目的で、合理的な数量の範囲内で、国内で生産できない或いは性能が要求を満たさない科学技術研究及び教育用品を輸入する際、輸入関税、輸入付加価値税及び消費税を免除する旨を規定している。

## (2) 輸出関税率の調整

WTO 関連規定により、2005年1月1日から、北米、EUなどの地域は、中国から輸入される繊維製品に対する数量割り当て制限制度を完全に取消すこととなり、このような背景の下で、繊維製品の輸出の増加による貿易摩擦の激化を考慮し、中国は初めて148項目の繊維製品に対する輸出関税の徴税を自ら実施し始めた。途中何回かの調整を経て、繊維製品に対する輸出関税の徴税を実施して一年後、2006年1月1日から繊維製品に対する輸出関税の徴税を停止することとなった。今回の措置は繊維製品における貿易摩擦の激化を回避するための臨時的措置であった。

WTO 加盟時に輸出製品37品目に対して輸出税を課税することが合意されたが、2006年11月1日から、110品目で輸出関税の徴税を決定した。そのうち、割り箸、石炭、原油など100品目は新たに輸出関税が導入されたものである。

110品目の課税品目のうち、燐灰石、希土金属鉱、金属鉱・砂など44品目が10%、石炭、コークス、原油など4品目が5%、銅、電解アルミなど11項目の非鉄金属類が15%、鉄合金、銑鉄など30品目の鉄鋼製品が10%、希土化合物、木材チップ・くず、フローリング材、割り箸など21品目が10%の暫定税率で輸出関税が徴税される。<sup>(8)</sup>

上述したところをみると、このような措置は目下の発展段階と条件を踏まえて、「第11次5ヵ年計画」期で実現する目標に向かって、今回の輸出関税調整について、資源型製品と技術革新製品の輸入を奨励し、高エネルギー消費型製品、汚染型製品と資源型製品の輸出をコントロールするためであることが読み取れる。

## 3.2 輸出還付税の調整

1994年中国は税制改革を行い、その重要な改革内容の一環は、増値税制度の導入であった。いわゆる増値税とは、商品の販売や加工、修理・補修労務の提供、商品の輸入を行う場合に適用される税金である。増値税の基本税率は17%であるが、穀物、食用植物油、民生にかかわる上水・暖冷氣・ガス等、飼料、農薬など一部物品の税率は13%である。中国は輸出奨励策の実施にともない、95年から初めての輸出



還付税税率調整を行った。当時は、3%、6%、9%三つのランクに分けて実施した。すなわち、17%の増値税（増値税税率は13%の商品を含む）を徴収した商品を輸出する際に、商品別で上記の三つのランクに分けて、徴収した増値税税額を還付する仕組みである。1997年発生したアジア金融危機によってもたらされた不利な影響を対応するため、1998年輸出促進をはかるため、一部の輸出商品の輸出還付税税率を引き上げると同時に、5%、13%、15%、17%四つのランクに分けて実施することとした。

輸出促進のため、輸出製品に対しては全額還付を原則としていた付加価値税制度であったが、実際実施にあたって、その制度上と実施方法などの問題で、この当時の輸出還付税制度は、対外貿易体制の改革の深化に有利に作用できず、輸出製品構造の高度化の要求に対応できず、輸出税の還付を負担する体制が不合理的なものであった。このほかに、財源不足という問題もあり、輸出製品のすべてに対しては、全額還付しない形で実施してきたが、輸出還付税の還付が、急速な輸出拡大に追いつかず、輸出企業の経営を圧迫するなどの問題が表面化していた。このような状況の下で、2003年10月、「国务院が現行輸出還付税体制改革に関する決定」（国発〔2003〕24号）を公布すると同時に、財政部、国家税務総局が「輸出還付税税率の調整に関する通知」（財税〔2003〕222号）を発表し、2004年1月1日からの実施を決め、輸出還付税の制度改革に踏み切った。

今回の制度改革は、還付遅延金を中央財政が負担、今後遅延を発生させないように努めるほか、以後は中央と地方が共同で輸出税還付を負担するシステムを確立し輸出効果の向上に注力することになる。今回の制度改革は還付率の引き下げや輸出構造の調整などによって貿易を促進、輸出製品構造の高度化をはかり、輸出製品の国際市場における競争力を強化し、対外貿易による経済の持続的発展を促進するとしている。<sup>(9)</sup> また、中国は貿易黒字の急速な拡大で、日米などから人民元の切り上げを求める声が高まっており、黒字幅の圧縮を実現させて切り上げ圧力をかわす狙いもあるものと考えられる。

今回の輸出税還付システム改革の原則は、「新たな未還付金を出さない、これまでの未還付金を清算し、還付システムを改善し、財源の共同負担化を進め、改革を推進し、発展を促進する」<sup>(10)</sup>と決めている。

上記原則に基づく今回の還付税体制改革の内容は以下のようにまとめられる。

#### (1) 輸出税還付率の引き下げ

製品ごとに還付率を調整し、国が輸出を奨励する製品については現行の還付率のままか、または小幅な引き下げとする。一般的輸出製品は適当な還付率にまで引き



下げ、国の輸出制限品目と一部資源型製品は大幅な引き下げかまたは還付廃止とする。

調整後の還付率は17%、13%、11%、8%、5%の5段階とし、2004年1月1日から実施する。

#### (2) 中央財政による輸出還付税への財政支援の強化

2003年から、中央財政に属する輸入付加価値税（増値税）と消費税の税収増加分を、輸出税還付金に優先的に使用する。

#### (3) 中央政府と地方政府と両者による輸出税還付金共同負担の新システムの構築

2004年から、2003年の還付実績を基準とし、基準を上回る還付金の還付に関しては、中央政府が75%、地方政府が25%を負担する。

#### (4) 貿易体制の改革の推進と輸出製品構造の調整

法的保障システムの完備等を通じて、生産企業自らの輸出経営を推進し、輸出代理システムの発展を積極的に促進するとともに、輸出コストを下げ、輸出製品の国際競争力の向上に努める。そのほか輸出税還付率を調整し、輸出製品構造の高度化を促進し、輸出全体の効率・利益向上をはかる。

#### (5) 未還付金の中央政府の負担

2003年末まで、企業に還付されていない累計還付金および付加価値税の中央・地方共同徴収体制化による地方政府減収分については、中央政府が全額を負担する。そのうち、企業への未還付金分については、利息付で還付を行う<sup>(11)</sup>。

今回の輸出還付税体制改革による輸出還付税率の調整の主な内容は以下のとおりである。

#### (1) 現行輸出還付率を維持するもの

- ① 現行還付率が5%および13%の農産物
- ② 現行還付率が13%の農産物を原材料とする工業加工品（本通知の(3)と(4)に含まれるものを除く）
- ③ 現行税収政策の規定により付加価値税徴税率が17%で、輸出還付税率が13%の輸出製品（本通知の(3)と(4)に含まれるものを除く）
- ④ 船舶、自動車およびこれらコア部品、航空・宇宙飛行船機器、デジタル工作機械、加工マシニングセンター、プリント基板、鉄道機関車など現行輸出還付率が17%の製品

#### (2) 輸出還付率を引き上げるもの

小麦粉、トウモロコシ粉など11品目、アヒルのブロック肉、ウサギのブロック肉など7品目の輸出還付率は5%から13%に引き上げる。

## (3) 輸出還付制度を廃止するもの

原油、木材、パルプ、ヤギ毛、ウナギの稚魚、希土金属鉱、リン鉱石、天然石鉛などは還付制度を廃止する。そのうち消費税の納税義務を有する製品については、消費税の減免政策も同時に廃止する。

## (4) 輸出還付率を引き下げるもの

- ① ガソリン、亜鉛の塊の輸出還付率は11%までに引き下げる
- ② アルミニウムの塊、黄リンおよびその他のリン、ニッケルの塊、鉄合金、モリブデン鉱およびその他の細かい鉱物などの輸出還付率は8%までに引き下げる。
- ③ コークス、コークス用炭、焼結マグネシウム、ホタル石、凍石などの輸出還付率は5%までに引き下げる。
- ④ (1), (2), (3), 及び本条①, ②, ③の規定のものを除き、輸出還付率が17%と15%の製品はすべて一律に13%までに引き下げ、付加価値税納税率と輸出還付税税率ともに13%の製品の輸出還付税はすべて一律に11%までに引き下げる。<sup>(12)</sup>

2005年、一部の資源型製品の輸出還付税の税率の引き下げや取り消しを行った後、2006年9月、輸出還付税の税率調整に対する比較的大きな見直しが始まった。今回の見直しは従来と異なり、前述した2006年から始まる「第11次5ヵ年計画」期において、経済成長方式の転換と自主革新能力を高めるといった国民経済全体的発展方向転換を実現するための一環として位置付けていると考えられる。今回の見直しは2004年の全体的調整に続くものであり、同時に、後述するが、輸出還付税がすでに取り消されている品目と今回取り消された品目が加工貿易の禁止目録にも追加された。

財政部・発展改革委員会・商務部・税関総署・国家税務総局連合で「一部商品の輸出還付税税率調整と加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知」(財税[2006]第139号 2006年9月14日公布, 9月15日実施)を公布した。通知の主な内容は以下のとおり。<sup>(13)</sup>

## (1) 輸出還付税を停止するもの

- ① 輸出入徴税に関する規則と条令(「輸出入税則」)第25章に記載されている塩、セメントを除くすべての非金属類の鉱物製品: 石炭, 天然ガス, パラフィン, コールタール, ケイ素, ヒ素, 石材, 非鉄金属及びスクラップ等。
- ② サーマット, 25種類の農薬と中間体, 一部皮革製品, 鉛蓄電池, 酸化水銀電池等。

- ③ 極細カシミア、木炭、枕木、コルク製品、一部木材初級製品等。
- (2) 輸出還付税を引き下げるもの
- ① 鋼材（税目表72類142項目）を、11%から8%に引き下げる。
  - ② 陶磁器、一部加工済み皮革製品、セメントを13%から8%に、ガラスを13%から11%に引き下げる。
  - ③ 一部非鉄金属材料を、13%から5%、8%、11%に引き下げる。
  - ④ 繊維製品、家具、プラスチック、ライター、一部木材製品を、13%から11%に引き下げる。
  - ⑤ 非機械駆動車（手押し車）及び部品を、17%から13%に引き下げる。
- (3) 輸出還付税を引き上げるもの
- ① 重要技術装備、一部IT製品、バイオ医薬品、国の産業政策で輸出奨励ハイテク製品は、13%から17%に引き上げる
  - ② 農産物を原材料とする一部の加工品は、5%または11%から13%に引き上げる

急速な輸出拡大による貿易黒字の拡大や国内短期流動資金の過剰流動、高い国内投資が続いている状況の下では、政府はマクロコントロールを行うため、数々の政策を採ってきたが、これまでの政策調整はそれなりの効果があったものの、貿易収支不均衡状況は依然として大きい。海関統計によると、2007年上半期の輸出入総額は9,809.3億ドルで、対前年同期23.1%増で、貿易黒字額は1,125.2億ドルで、対前年同期比83.1%増という状況にある。貿易黒字の急速な拡大は、貿易摩擦を激化するだけでなく、国内短期資本の流動性の過剰を引き起こし、同時に人民元切り上げ圧力を増す。長期的には、構造的転換が必要であるが、短期的にはこのような問題を緩和するための方策が要求される。2007年6月、財政部、国家税務総局は「一部輸出製品の輸出還付税の引き下げに関する通知」（財税〔2007〕90号、2007年6月19日発表、7月1日より実施）を発表した。今回の輸出還付税の調整は、2005年から数えれば、すでに三回目となり、全通関税目の37%を占める2,831品目の対象製品にわたる調整である。

今回の調整は、前述した「第11次5ヵ年規画」期の実現目標に適応し、長期的には「経済成長モデルの転換と社会・経済の持続可能な発展を促進し、高エネルギー消費型製品、汚染型製品と資源型製品の輸出を抑制し、対外貿易成長モデルの転換と輸出入のバランスを促進する<sup>(14)</sup>」ものであると位置付け、短期的には、「急増する貿易黒字の増加を抑制し、それに伴う諸問題を緩和し、貿易摩擦を軽減する<sup>(15)</sup>」というふうに考えている。

今回の調整は、輸出還付率を5%、9%、11%、13%、17%と5つのランクに分け、輸出還付税の還付を停止する品目、輸出還付税の還付率を引き下げる品目、輸出免税品目と3つのカテゴリーに分けている。

輸出還付税の還付を停止する品目については、いわゆる高エネルギー消費型製品、汚染型製品と資源型製品を中心としている。絶滅の危機に瀕した動物及びその製品、塩及びセメント等鉱物製品、肥料、染料等の化学工業製品、金属炭化物及び活性炭製品、皮革、一部の木板及び使い捨て木製品、一般炭素溶接鋼管及び非合金アルミ製棒等の低次の非鉄金属加工製品、船体ブロック及び非動力船などあわせて10項目で、553品目となっている。前回同様に、輸出還付税の還付を停止する品目の一部は加工貿易の禁止目録にも追加された。

輸出還付税の還付率を引き下げる品目については、かなり広範の業種に及び、あわせて15項目で、2,268品目にのぼる。今回の調整の短期的目的は貿易黒字による矛盾を緩和することであり、労働集約型製品の輸出が貿易黒字を形成する主要な原因であるため、上記2,268品目の中には、こういった労働集約的製品が調整の範囲に入っている模様である。具体的には、衣類、靴及び帽子、鞆類、玩具、紙製品、植物油、プラスチックやゴム及びその製品、一部の石材とセラミック及びその製品、一部の鉄鋼製品、コークス炉とオートバイ等の低付加価値の機電製品、家電及びビスコース繊維などの項目である。

輸出免税品目については、落花生類、油絵、彫刻、郵便切手、収入印紙等10品目の輸出は免税にする<sup>(16)</sup>。

### 3.3 加工貿易の厳格化管理

上段で見てきたように、外資系企業が主導する加工貿易形態による貿易は、中国の対外貿易全体の発展に対する貢献度が極めて高い。改革・開放初期の1981年の加工貿易による輸出総額は25億ドルから、2006年の8,319億ドルまでに達している。

加工貿易は中国の国民経済の発展に大きく寄与していると同時に、中国の企業は直接国際分業に参加する重要なルートとなり、特に、加工貿易による深加工結転（転廠）方式（加工工程深化型加工方式）によって、直接海外の多国籍企業の要求に合わせた部品生産を通じて、外国側が提供した技術と販売ルートによって、中国製品が直接国際市場で販売されるようになる。中国貿易の全体から言えば、加工貿易の発展により、第一次製品を主とする輸出構造から工業製造品を主とする輸出構造への転換に大きな役割を果たした。

しかし、加工貿易の貿易全体における地位が急速に高めてきていると同時に、ま

た深刻な問題も残っている。加工貿易全体から言えば、加工する環節は主に最終組立工程か低次部品加工かに集中しており、加工品の労働集約度が高く、技術量が低く、価値連鎖上において、付加価値率が比較的高いコア設備、コア技術、コア部品、設計、ソフトウェア支援、ブランドなどの部分は、ほとんど多国籍企業の親会社によりコントロールされている。この意味においては、中国の加工貿易は国際産業価値連鎖の低い段階にあるといわざるを得ない。

中国の対外貿易における加工貿易の地位の重要性が高まるにつれ、加工貿易に対する管理も重要になってくる。正常な加工貿易経営秩序を維持するため、すでに1997年12月に、「砂糖、綿花、植物油、羊毛を原材料とする加工貿易管理に関する暫行弁法」を公布し、1998年1月1日実施した。この規定においては、上記4種のを原材料とする加工貿易（委託・組立加工、輸入加工を含む）を行う際に、4種原材料の輸入を国全体の輸入管理下に置き、輸入割り当てと輸入許可証管理<sup>(17)</sup>を行う。

さらに、委託加工・組立貿易の秩序を維持するため、1998年4月、「委託加工・組立項目分類指導目録」（以下「目録」と略称）を公布し、同年6月1日より実施した。この「目録」で明確にしていた規定は委託加工・組立貿易形態を審査・批准管理する基準となり、「目録」には許可類、制限類、禁止類を分けており、制限類と禁止類は「目録」に列記するが、許可類は「目録」に列記しない。制限類にはさらに制限甲類と制限乙類に分ける。禁止類は、国が輸出入を禁止する品目で、制限類は、主に輸出入割り当て許可証管理品目である。

1999年、加工貿易銀行保証金台帳制度に対する見直しを行い、これに合わせて、第1回目の「加工貿易に関する禁止類商品と輸入制限類商品目録」を公布し、同年10月1日より実施した。

上述のように、WTO加盟前実施していた加工貿易製品分類管理は、主として、加工貿易秩序の維持や国の輸出入製品の割り当て管理に合わせる形で実施したことに対して、WTO加盟後、特に「第11次5ヵ年規画」期に入ってから実施してきた加工貿易製品の分類管理は、短期的には、急増する貿易黒字の抑制、長期的には、貿易構造の高度化への転換と自主革新能力を高め、新たな経済発展モデルへ転換することが主な目標であることが大きな特徴であろう。

商務部、海関総署、環境保護総局は、それ以前共同で公布した2005年第105号公告、2006年第63号公告、第82号公告を整理統合したうえで、2007年4月、「2007年加工貿易禁止類商品目録」（2007年第17号公告）を公布し、4月26日から施行した。同時にこれまで公布した105号公告、63号公告、82号公告の目録は、この公告の施行と同時に廃止される。最新の目録の全体的概要は次のようなものである。



加工貿易禁止類商品目録は、加工貿易方式をもって輸出入する関連商品をリストアップしたものである。ここで言う加工貿易方式は委託加工・組立加工貿易形態と輸入加工貿易形態と、二つの加工貿易形態を含む。最新の目録は184個の10桁の税目に及ぶ品目を追加し、合わせて1,140の税目の品目が加工貿易禁止類目録に入っている。新しく追加された品目は前述した財税 [2006] 第139号と財税 [2006] 第145号に明記されている輸出還付税の還付がすでに廃止した品目で、まだ加工貿易禁止類商品目録に入っていない品目が主である。目録は加工貿易形態の下で品目によって、輸出入禁止品目、輸入禁止品目、輸出禁止品目に分けて掲載している。最新の目録の主な変更点は以下のとおり。

(1) 追加品目について

① 上述した二つの加工貿易形態用に輸出入とも禁止された品目

輸出入とも加工貿易が禁止される「新規追加」品目は27品目。国家の防疫の観点から、農林水産業関連の副産物が追加され、たとえば、うなぎの稚魚は輸出入とも禁止となった。上記2006年第82号公告で規定していた原則に引続き、低付加価値加工・汚染型加工製品・高エネルギー消費型加工製品の輸出抑制戦略の観点から、エネルギー関連製品が追加され、その中には一部の軽油、燃料油（5～7号）、重油が新たにリストに追加された。

② 上述した二つの加工貿易形態用に輸出だけが禁止された品目

輸出だけが禁止される「新規追加」品目は100品目。国際条約で輸出禁止の絶滅に瀕する野生動物、加工工程深化型加工用の初級加工品や原材料、たとえば水産物の殻や骨、パルプ類のほとんど、皮なども追加された。その他、2006年9月に公布された139号公告で輸出還付税還付率が廃止された鉛蓄電池なども追加されている。

③ 上述した二つの加工貿易形態用に輸入だけが禁止された品目

上記2006年第82号公告では、加工工程においては、重度な汚染が発生する加工製品の輸入を禁止品目として規定していたが、2007年の最新の禁止目録では、さらにその方向での調整が行われ、そのうち、石油コークスなど5品目が追加された。このほか、たとえば、既製品としての割り箸はすでに以前の段階で、輸出加工品として、禁止品目にリストアップされていたが、既製品としての割り箸を付随的工程作業用としてのみ輸入する場合、本来の加工貿易の趣旨にそぐわないため、このたび、加工貿易用に割り箸など3品目が新たに輸入禁止品目として追加された模様である。

(2) その他

国家が輸出入を禁止する品目は、加工貿易でも輸出入禁止となることが明確に規定された。つまり、この公告にリストアップされた品目以外に、国家の輸入禁止商



品（例えば猥褻な内容が掲載している古本・雑誌，有害物，放射性物質を含む産業廃棄物など）を原材料・部品とする加工貿易が禁止された。

また，輸出する商品を栽培，養殖するための種子，種苗，種畜，化学肥料，飼料，添加物，抗生物質などを加工貿易で輸入することも禁止されている。

さらに，モデルガン（模造銃）を加工貿易方式で生産，輸出することも認めていない。

### (3) 実施について

今回追加された品目の加工貿易契約が，2007年4月26日以前に商務当局の許可を得たものであれば，契約書に記載された有効期間内に輸出することができ，4月26日以降も引き続き取引を継続できる。

また，企業と関係政府機関・税関がオンラインで結ばれ，業務が管理・監督されている企業は，2008年4月5日まで取引を継続することができる。規定の期限までに輸出できず，これを国内販売する場合には，関連の税金とともに遅延利息を納付することが必要となる。

本公告は保税区，輸出加工区等税関特殊監督・管理地域にも適用するが，本公告の公布以前に保税区，輸出加工区内に既に設立している企業は対象から除外する。<sup>(18)</sup>

商務部機電・科技産業司司長の王琴華氏は，記者会見の際，「今後，マクロ調整政策，産業政策，環境保護の観点から，関連部門と連携して，加工貿易の商品分類管理制度を完成させ，マクロ経済動向とHSコードの調整に基づき，毎年年頭に加工貿易禁止目録を更新する」と述べているが，このように，低付加価値型製品，高エネルギー消費型製品，汚染型製品と資源型製品を主要品目とする加工貿易製品管理の強化は，加工貿易における貿易構造の高度化を図る中国政府の決意を示すものとみられる。

加工貿易禁止類商品目録の公布と歩調を合わせる形で，加工貿易制限類商品目録の公布も行っている。2007年7月公布した「加工貿易制限類商品目録」（商務部，海関総署公告2007年第44号 2007年7月23日公布，2007年8月23日実施）は，これまでの最新の目録で，「第11次5ヵ年規画」期の貿易発展戦略に適応させるため，これまでの加工貿易制限類商品目録を大きく調整したものである。

今回の調整は，これまですでに加工貿易制限類商品目録に入っている394品目に加え，1,853品目（全税関商品コードの約15%を占める）を新たになりにリストアップし，合計2,247品目となっている。新たに増加した制限類品目は主にプラスチック原材料及び製品，紡績糸，布，家具，金属の粗加工製品などの労働密集型産業にかかわっている。このことから，前述した加工貿易禁止類商品目録の調整の趣旨と同様に，

今後の加工貿易の発展方向は、高エネルギー消費型製品、汚染型製品と資源型製品の輸出を抑制し、企業が低次加工からより高い技術量が入っている中・高レベル加工、より高い付加価値という方向へ発展することを促し、加工貿易の構造的転換と高度化を推進することが読み取れる。

今回の公告の主な内容は以下のとおりである。<sup>(20)</sup>

(1) 「台帳保証金」制度の強化

制限類商品の加工貿易業務（委託加工・組立形態と輸入加工形態を含む）に対し保証金台帳の「実転」管理を実行する。すなわち、契約書届出の際に、台帳保証金を納付しなければならない。企業が規定の期限までに製品を輸出し、税関で台帳抹消手続きをした後、納付した保証金と利息が還付される。

海関による企業分類管理の規定により、企業が納付すべき台帳保証金の金額を決定する。全体的言えば、企業分類管理上C類企業に属する企業は、輸入原材料に対する徴収すべき輸入関税と輸入付加価値税の合計額の100%の保証金を納付する。A類とB類に属する企業は、台帳保証金の計算方法は輸入制限類と輸出制限類で異なるが、50%の保証金を納付する。企業分類管理上A類企業とB類企業に属する場合の具体的な計算方法は下記のとおり。

① 輸入制限類商品の保証金計算方法

納付すべき台帳保証金金額＝輸入制限類商品の輸入関税と輸入付加価値税の総額×50%

② 輸出制限類商品の保証金計算方法

納付すべき台帳保証金金額＝保税輸入原材料登録総額×（制限類輸出商品の輸出登録総額÷加工貿易輸出商品の輸出登録総額）×総合税率<sup>(21)</sup>×50%

③ A類、B類企業が従事する加工貿易において、輸入原材料と輸出商品ともに制限類商品に属する場合の台帳保証金徴収方法は①と同様な方法で計算する

上記の計算方法では、いずれの場合でも、深加工結転方式をもって、転入する原材料や転出する製品の登録金額を除く。地域間格差の縮小を図るため、加工貿易に従事する企業は中西部<sup>(22)</sup>に属する企業に対して、優遇を与える。A類B類企業は銀行保証金台帳の「空転」管理（すなわち、保証金を実際には納付せず、指定銀行に口座を開設するのみでよい）。C類企業は上記同様に100%の保証金納付が必要である。

2007年7月23日までに対外貿易権を取得していない東部地区の企業については、今後制限類商品の加工貿易業務の申請を受理しない。

今回の規定では、従来の低次加工から中・高レベル加工へ加工貿易における技術

レベルの高度化をはかるため、輸出加工区、保税區などの税関の特殊監督管理区域、税関の特殊監督管理区域は当然ながら、それ以外も含み、深加工結轉の方式をもって、中国国内において輸入制限類商品を転入、或いは輸出制限類商品を転出する加工貿易業務は制限から外されている。

## おわりに

WTO 加盟により、中国を取巻く世界政治経済環境は大きく変化した。以来、中国は、WTO のこの枠組の中で、積極的な経済発展戦略を取り組んできた。その成果はすでに見たとおりである。しかし、90年代からとってきた「市場をもって技術と交換する」という外資直接投資導入による国内産業の高度化をはかる発展戦略は、今日に至って、その限界が見えてきた。ここで言う限界とは、この発展戦略それ自体がもつ限界と WTO 加盟という中国经济開発における外部条件の変化から発生する限界、という二つの限界を意味する。

WTO 加盟以来、中国は高度な経済成長と急速な貿易拡大という成果は実現したものの、労働集約的製品や国際産業価値連鎖上における末端製品の輸出傾斜は、大幅な貿易黒字を生み出し、貿易摩擦、人民元切り上げ圧力、輸出品の品質管理などをめぐって内外に大きな問題を引き起こした。何にも増して、中国はこれまで目標にした国内産業の高度化過程は思ったほど進まなかった問題は、これから持続可能な経済発展を維持するための最大課題となろう。

中国ではこのような現状が認識され、これまでの貿易政策をめぐって議論が行われてきた。その議論を経て、「第11次5ヵ年規画」期で明確に規定されている今後の貿易発展戦略が打出された。すなわち、これまでの経済のグローバリゼーションの受動的受け入れと外資系企業に依存した経済開発のあり方を抜本的に改め、自己革新を柱とする経済開発戦略に方向転換するということである。

本稿でみてきたように、輸出入関税の調整、産業高度化と結合した加工貿易の発展に向けての輸出還付税税率の調整、貿易構造の高度化を図るための一部の加工貿易の禁止・制限、地域間均等化発展を図るための開発地域ごとの優遇政策など、それぞれに課せられた任務に応じて、政策策定を展開しているが、国民経済全体として、それぞれの政策の有効性とこれら政策間の整合性を高めるためには、経済政策のみならず、非経済的要因をも十分に考慮し、国全体の発展戦略を講じていかなければならないのであろう。

## 注

- (1) 商務部総司「中国対外貿易形勢報告」(2007年春季) (<http://zh.mofcom.gov.cn/aarticle/Nocategory/200705/20070504682646.html>) を参照されたい。
- (2) 財政部部長金人慶氏が関税調整に関する記者会見の内容により、下記ホームページ ([http://www.mof.gov.cn/news/20050225\\_1500\\_3526.htm](http://www.mof.gov.cn/news/20050225_1500_3526.htm)) を参照されたい。
- (3) 日本国際貿易促進協会編『日中貿易必携・2007』, 日本国際貿易促進協会, 2007年, 88~89頁。
- (4) 財政部ホームページ ([http://www.mof.gov.cn/news/20061110\\_2253\\_21477.htm](http://www.mof.gov.cn/news/20061110_2253_21477.htm)) を参照されたい。
- (5) 国家税務総局ホームページ (<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5064386.html>) を参照されたい。
- (6) 財政部ホームページ ([http://www.mof.gov.cn/news/20070202\\_1999\\_23708.htm](http://www.mof.gov.cn/news/20070202_1999_23708.htm)) を参照されたい。
- (7) 財政部ホームページ ([http://www.mof.gov.cn/news/20070202\\_1999\\_23709.htm](http://www.mof.gov.cn/news/20070202_1999_23709.htm)) を参照されたい。
- (8) 財政部ホームページ ([http://www.mof.gov.cn/news/20061110\\_2253\\_21477.htm](http://www.mof.gov.cn/news/20061110_2253_21477.htm)) を参照されたい。
- (9) 「国務院が現行輸出還付税体制改革に関する決定」(国発[2003]24号) 財政部ホームページ ([http://www.mof.gov.cn/news/20050302\\_1528\\_4917.htm](http://www.mof.gov.cn/news/20050302_1528_4917.htm)) を参照されたい。
- (10) 同上「決定」。
- (11) 同上「決定」。
- (12) 「財政部、国家税務総局が輸出製品の輸出還付税率の調整に関する通知」, 国家税務総局ホームページ (<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200310151338444160>) を参照されたい。
- (13) 今回の通知の主な内容は本文でまとめたとおりであるが、調整に関わる詳細の税目に関しては、下記国家税務総局のホームページ (<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/2508652.html>) を参照されたい。
- (14) 財政部税政司副司長王曉華氏の今回の調整に関するオンラインインタビューにより、下記ホームページ ([http://www.mof.gov.cn/news/20070627\\_3246\\_26982.htm](http://www.mof.gov.cn/news/20070627_3246_26982.htm)) を参照されたい。
- (15) 同上インタビュー。
- (16) 今回の輸出還付税税率調整に関する詳細の品目リストは、国家税務総局のホームページ (<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/6050045.html>) を参照されたい。
- (17) 中国対外経済貿易年鑑編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1998/1999』, 中国経済出版社, 1998年, 124頁。
- (18) 加工貿易禁止類商品目録に関する詳細な内容は、国家税務総局ホームページ (<http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=62894&SettingModuleID=1147>) を参照されたい。
- (19) 商務部機電・科技産業司司長王琴華氏の今回の公布に関する記者会見の内容により、下記ホームページ (<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/zhengcejid/bl/bu/200704/>) を参照されたい。

20070404554012.html) を参照されたい。

- (20) 加工貿易制限類商品目録に関する詳細な内容は、国家税務総局ホームページ (<http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=74283&SettingModuleID=1147>) を参照されたい。
- (21) 現時点での総合税率は22%である。
- (22) 今回の公告で意味する中西部とは、東部地域以外の地域を指す。東部地域とは、北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省を指す。

